

## 豊中市ネーミングライツパートナー選定審査会設置要綱

### (設置)

第1条 豊中市ネーミングライツ事業実施要綱に基づき、本市の所有する施設又はイベント等（以下「施設等」という。）の愛称等を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を民間事業者等（以下「事業者」という。）に付与する場合の命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）の募集及び選定等にあたり、その命名しようとする事業者及び愛称等が当該施設等の名称としてふさわしいか審査を行うため、豊中市ネーミングライツパートナー選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事務について所掌するものとする。

- (1) ネーミングライツ事業を実施する施設等に関すること。
- (2) ネーミングライツパートナーの選定基準に関すること。
- (3) ネーミングライツ事業に係る募集要項に関すること。
- (4) ネーミングライツパートナーに係る規制業種等の審査に関すること。
- (5) ネーミングライツ事業において命名しようとする愛称等の審査に関すること。
- (6) 前五号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に必要な事項

### (組織)

第3条 審査会は、別表の職にある者を委員として組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から3月31日までの1年とする。

### (会長)

第5条 会長は、審査会の事務を総括し、審査会を代表する。

- 2 会長は、財務部財政課長とする。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

- 2 会長は、議長となり、審査会の議事の進行を行う。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 会長は、審査会の運営において必要があると認めるときは、専門分科会を設置することができる。

2 専門分科会の構成員は、会長が指名する。

3 専門分科会には専門分科会長を置き、その専門分科会の構成員の互選によってこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が定めた構成員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審査会」とあるのは「専門分科会」と、「会長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 会長は、審査会の運営において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

この要綱の施行後最初に就任する委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成25年7月5日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表

所属	補職名	区分
総務部 行政総務課	総務部 行政総務課長	常設構成員
資産活用部 資産管理課	資産活用部 資産管理課長	常設構成員
資産活用部 施設活用課	資産活用部 施設活用課長	常設構成員
政策企画部 企画調整課	政策企画部 企画調整課長	常設構成員
都市活力部 魅力創造課	都市活力部 魅力創造課長	常設構成員
財務部 財政課	財務部 財政課長	常設構成員
政策企画部 広報広聴課	政策企画部 広報広聴課長	常設構成員
都市計画推進部 都市計画課	都市計画推進部 都市計画課長	常設構成員
都市活力部 産業振興課	都市活力部 産業振興課長	常設構成員
ネーミングライツ事業を実施する施設所管部局	所管部局 総務担当課長 所管部局 担当課長	臨時構成員